百四十　グローバル農商工連携推進事業
百四十一　新産業集積創出基盤構築支援事業
百四十二　再生医療の産業化に向けた評価基盤技術開発事業
百四十三　次世代治療・診断実現のための創薬基盤技術開発事業
百四十四　ものづくり中小企業・小規模事業者等連携促進事業
百四十五　地域オープンイノベーション促進事業
百四十六　革新的省エネ化学プロセス技術開発プロジェクト
百四十七　次世代省エネ材料評価基盤技術開発プロジェクト
百四十八　革新的印刷技術による省エネ型電子デバイス製造プロセス開発
百四十九　太陽光発電システム維持管理及びリサイクル技術開発
百五十　バイオマスエネルギーの地域自立システム化実証事業
百五十一　セルロース系エタノール生産システム総合開発実証事業
百五十二　再生可能エネルギー熱利用技術開発
百五十三　電力系統出力変動対応技術研究開発・実証事業
百五十四　分散型エネルギー次世代電力網構築実証事業
百五十五　未来医療を実現する医療機器・システム研究開発事業
百五十六　医工連携事業化推進事業

**○法務省告示第五百七十九号**

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）別表第四の法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄に掲げる活動（特定活動）の項下欄の規定に基づき、平成二十二年法務省告示第六百二十三号（出入国管理及び難民認定法施行規則別表第四の法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄に掲げる活動（特定活動）の項下欄第四号の規定に基づき法務大臣が定める者を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月二十六日

法務大臣　上川　陽子

題名中「第四号」を削る。

第一号中「（ニに係る部分に限る。）」を削る。

**附　則**

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

**○財務省告示第三百九十六号**

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八条第一項第二号及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（昭和四十年五月大蔵省告示第百五十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月二十六日

財務大臣　麻生　太郎

別表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 独立行政法人日本学生支援機構（神奈川県横浜市緑区長津田町四二五九番地） | 官民協働海外留学支援制度に係る費用（平成二十七年度事業分） | 平成二十六年十二月二十六日から平成二十七年九月三十日まで |

**○財務省告示第三百九十七号**

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十八条の四第二項及び第三項並びに第三十九条の二十二第二項及び第三項の規定に基づき、個人の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十八条第一項第四号に掲げる負担金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する同法第六十六条の十一第一項第五号に掲げる負担金に係る公益法人等及び基金を指定する件（昭和五十年七月大蔵省告示第六十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月二十六日

財務大臣　麻生　太郎

別表生命保険契約者保護機構（東京都千代田区丸の内三丁目四番一号新国際ビル九階）の項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

**○財務省告示第三百九十八号**

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十六年十一月十四日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十六年十二月二十六日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

| 国債の名称 | 記号 | 額面金額の総額 | 額面金額百円当たりの買入価格 |
|---|---|---|---|
| 利付国庫債券（物価連動・十年） | 第五回 | 一億円 | 百四円四十八銭 |
| 〃 | 第六回 | 七億円 | 百五円三十五銭 |
| 〃 | 〃 | 一億円 | 百五円四十銭 |
| 〃 | 〃 | 一億円 | 百五円六十銭 |
| 〃 | 第七回 | 五十億円 | 百七円十五銭 |
| 〃 | 第九回 | 一億円 | 百九円十五銭 |
| 〃 | 第十回 | 三億円 | 百九円五十三銭 |
| 〃 | 第十四回 | 一億円 | 百十二円四十銭 |
| 〃 | 〃 | 五億円 | 百十二円七十銭 |
| 〃 | 第十五回 | 十一億円 | 百十三円八十八銭 |
| 〃 | 第十六回 | 二十億円 | 百十三円七十三銭 |
| 合計 | | 百一億円 | |

**○財務省告示第三百九十九号**

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十六年十一月二十日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十六年十二月二十六日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

| 国債の名称 | 記号 | 額面金額の総額 | 額面金額百円当たりの買入価格 |
|---|---|---|---|
| 利付国庫債券（変動・十五年） | 第八回 | 百億円 | 百円七十五銭 |
| 〃 | 〃 | 四十二億円 | 百円八十銭 |
| 〃 | 〃 | 四十九億円 | 百円八十二銭 |
| 〃 | 〃 | 五十億円 | 百円八十八銭 |
| 〃 | 〃 | 五十億円 | 百円九十銭 |
| 〃 | 第十回 | 一億円 | 百円七十銭 |